

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関する Q & A」（平成 28 年 2 月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第 43（注解 39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第 8 条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っておりません。

1. 運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

当機構の運営費交付金の使途は、管理部門の活動に係る費用のみであることから、期間進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～15 年				
構	築	物	13 年			
工	具	器	具	備	品	4～20 年

3. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

5. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 38 に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

6. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

7. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

移動平均法による低価法

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

〔重要な会計方針の変更〕

1. 運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、期間進行基準を採用しております。なお、当機構の運営費交付金の使途は、管理部門の活動に係る費用のみとなります。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、当期純利益はそれぞれ 2,604,229 円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

2. 退職給付債務及び勤務費用に係る割引率の決定方法の変更

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっての退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間

ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが 4,612,086 円減少しております。

〔後発事象〕

1. 厚生年金基金の代行部分の返上

厚生年金基金の代行部分について、平成 28 年 4 月 1 日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。今後、厚生年金基金の代行部分の過去返上認可日において、当該代行部分に係る損益等及び退職給付債務の消滅を認識する予定です。なお、当該影響額は未確定であります。

〔貸借対照表注記〕

1. 運営費交付金等の国からの財源措置から充当されるべき賞与の見積額

1,306,670 円

2. 運営費交付金等の国からの財源措置から充当されるべき退職給付の見積額

36,469,137 円

3. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

雇用促進融資勘定の債権管理回収業務は、補助金を財源としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

雇用促進融資勘定で保有する主な金融資産は、短期の預金、貸付金及び有価証券であります。貸付金は、国内の法人に対するものであり、信用リスクに晒されており、債務不履行となる可能性があります。

借入金は、福祉施設等設置資金貸付金（労働者住宅その他福祉施設の設置・整備のための資金の貸付金であり、平成 13 年度で新規の貸付を終了）の原資として借り入れた財政投融资であり、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金の運用は、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 47 条の規定等に基づく資金運用規程を定めており、金利変動による市場リスクの管理を図っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (円)	時価 (円)	差額 (円)
(1) 現金及び預金	4,575,186,505	4,575,186,505	0
(2) 福祉施設等設置資金貸付金	1,580,712,167		
貸倒引当金	△ 162,881,035		
	1,417,831,132	1,638,204,982	220,373,850
(3) 破産更生債権等	1,916,840,832		
貸倒引当金	△ 1,396,271,797		
	520,569,035	520,569,035	0
(4) 長期借入金	(4,691,650,000)	(5,045,777,215)	(354,127,215)

(注)負債に計上されるものは () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 福祉施設等設置資金貸付金

福祉施設等設置資金貸付金の時価については、信用リスクを反映させた元利金合計額の将来キャッシュ・フローを見積り、決済日に応じたリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

(3) 破産更生債権等

担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した額としております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には、一年以内に返済予定のものが含まれております。

5. 資産除去債務に関する事項

当機構は、賃貸借契約に基づく事業所等の退去時における原状回復義務を有していますが、当該債務に関する貸借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そ

のため当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔キャッシュ・フロー計算書注記〕

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金	4,575,186,505 円
うち定期預金	0 円
(差引) 資金残高	4,575,186,505 円

〔行政サービス実施コスト計算書注記〕

・引当外賞与見積額の算定基礎

当期末における引当外賞与見積額	1,306,670 円
前期末における引当外賞与見積額 (△)	974,433 円
行政サービス実施コスト計算書の引当外賞与見積額	332,237 円

・引当外退職給付増加見積額の算定基礎

(退職一時金制度) 期末在職者に係る退職給付見積額の増加額	470,172 円
(退職一時金制度) 期中退職者に係る前期末退職給付見積額 (△)	107,822 円
(厚生年金基金制度) 年金債務に係る退職給付見積額の増加額	1,562,000 円
行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額	1,924,350 円